

各関係機関の長 殿

福岡労働局総務部長  
(公 印 省 略)

令和 4 年度「労働保険未手続事業一掃強化期間」に係る広報について（依頼）

労働行政の運営につきまして、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、労働保険は労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働くために欠くことのできないものです。このため、労働者を一人でも雇用している事業主は、農林水産の事業の一部を除き、すべて保険関係の成立手続を行い、労働保険料を納付することが法律で義務付けられています。

しかしながら、商業・飲食業・サービス業等の小規模零細事業を中心に相当数の未手続事業が存在し、労働保険制度の健全運営、費用の公平負担、労働者福祉の向上等の観点からも極めて重要な課題となっていることから、当局においてもその解消に向け積極的に取り組んでいるところであります。

厚生労働省においては、「未手続事業の一掃」について年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、全国的に労働保険制度の周知・広報活動を集中的に展開し、より一層の適用促進を図ることとしています。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、以上の趣旨をご理解いただき、貴職において発行予定の広報紙（誌）等に当強化期間に係る広報記事をご掲載していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、掲載欄スペース等の関係で文字数等の修正・調整を行う必要がありましたら、下記担当までご連絡ください。ご掲載いただきました広報資料等につきまして、誠にお手数ですが、下記あてにご恵贈いただきたく併せてお願いいたします。

#### 記

- 1 掲載依頼広報媒体等  
貴会・貴団体の広報紙（誌）、ホームページ等（令和 4 年 11 月発行予定分）
- 2 広報記事  
別紙「広報文案 1 及び 2」のとおり。（データで必要な場合はご連絡ください）

#### 【お問い合わせ・送付先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 5 階  
福岡労働局総務部労働保険徴収課 担当：伊藤・佐々木  
TEL 092 (434) 9835 (直通)  
FAX 092 (434) 9824

## 広報文案 1

## 「労働保険の加入はお済みですか？」

～安心への 最初の一步 労働保険～

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、政府が管掌する労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上に被災した場合に、事業主に代わって補償を行います。

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付を行うほか、在職者を対象とした雇用継続給付や教育訓練給付、また、失業の予防や雇用機会の増大を図る事業主に対して、一定の要件により各種助成金の支給を行います。

まだ、加入手続きがお済みでない事業主は、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）にて加入手続きを行ってください。

## 【お問い合わせ先】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階  
福岡労働局総務部労働保険徴収課

TEL 092 (434) 9835

## 【福岡労働局ホームページ】

「労働保険の加入手続きはお済みですか 福岡労働局」で検索



## 広報文案 2

## 「労働保険の加入はお済みですか？」

～安心への 最初の一步 労働保険～

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

まだ、加入手続きがお済みでない事業主の方は、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きを行ってください。

## 【お問い合わせ先】

福岡労働局総務部労働保険徴収課

TEL 092 (434) 9835

## 【福岡労働局ホームページ】

「労働保険の加入手続きはお済みですか 福岡労働局」で検索

